

新型コロナウイルスの感染
状況を受けた書面協議の
実施及び専決について

新型コロナウイルスの感染状況を 受けた書面協議の実施及び専決の記録

1 定例総会の広島県開催見送り及び書面協議実施の決定

第 167 回定例総会は、令和 2 年度本会行事計画に基づき、令和 2 年 10 月 28 日(水)に広島県で開催することとされていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っておらず、感染の拡大防止を図る必要がある中、中国ブロックの意向も踏まえた上で、同定例総会の開催を見送ることとし、会議の開催に代え、全国都道府県議会議長を対象とする書面協議を実施した上で、会則第 17 条第 1 項に基づく専決により審議案件を処理することを 9 月 8 日(火)に開催された役員会で決定した。

なお、毎年度第 2 回の定例総会で行われる自治功労者の表彰については、上記の役員会で、本会表彰内規に基づき、各都道府県議会から提出された表彰被推薦者をいずれも 10 月 28 日付けで永年勤続功労者として表彰することに決定するとともに、第 167 回定例総会での表彰に代えて、表彰状及び記念品を被表彰者が所属する都道府県議会に送付することとされた。

2 各委員会及び役員会の開催

(1) 各委員会

10 月 20 日(火)に開催された 5 つの委員会において、「令和 3 年度政府予算編成に関する提言(案)」を審査し、書面協議事項とすることに決定した。

(2) 役員会

同日の委員会後に開催された役員会において、「立皇嗣の礼に対する賀詞の奉呈」、「決議案」、「第 170 回定例総会の開催地」等について協議した。

まず、「立皇嗣の礼に対する賀詞の奉呈」の協議では、事務局が賀詞案を朗読した後、本件を事務局朗読のとおりとするとともに、書面協議を経て決定された後は、会長から立皇嗣の礼が執り行われる 11 月 8 日(日)に宮内庁長官を通じて

奉呈することについて、了承された。

次に、「決議案」の協議では、4件の決議案（「地方税財源の充実確保に関する決議（案）」、「新型コロナウイルス感染症対策に関する決議（案）」、「東京電力福島第一原子力発電所事故対策に関する決議（案）」及び「地方議会の位置付けの明確化等に関する決議（案）」）を書面協議事項とすることに決定した。

次に、「第170回定例総会の開催地」の協議では、戒能潤之介理事（愛媛県議会議員）が、「第170回定例総会の開催地については、慣例に従い、四国ブロックでお引き受けさせていただきたい。なお、ブロック内では、香川県で開催いただくことについて申し合わせ済みである。」旨の発言を行った後、会長から四国ブロックの香川県を第170回定例総会の開催地とすることを書面協議事項とすることについて諮り、決定した。

3 書面協議の実施

各委員会及び役員会終了後、両会議の協議事項のうち、本来定例総会で議決すべき①立皇嗣の礼に対する賀詞案、②上記4件の決議案及び令和3年度政府予算編成に関する提言案、③第170回定例総会の開催地について書面協議を実施し、提出された意見の内容を考慮・調整した上で、10月28日付けで会則第17条第1項に基づき専決を行いたい旨、会長から全国各都道府県議会議員宛てに通知した。

4 書面協議事項の専決の経過と結果の通知

10月28日（水）、同項の規定に基づき、上記の書面協議事項について次のとおり専決を行うとともに、同条第2項の規定に基づき、専決の経過と結果を通知した。なお、同通知には書面協議で提出された意見を附帯した。

（1）立皇嗣の礼に対する賀詞

天皇陛下に差し上げる賀詞案及び皇嗣殿下に差し上げる賀詞案について、いずれも原案のとおり決定した。これを受け、11月8日（日）、宮内庁長官を通じて賀詞を奉呈した。

なお、書面協議では、意見の提出はなかった。

(2) 決議及び令和3年度政府予算編成に関する提言

4件の決議案及び令和3年度政府予算編成に関する提言案について、いずれも原案のとおり決定した。

なお、書面協議では、次のとおり意見が提出された。

都道府県	意見の概要
三重県 静岡県 兵庫県 奈良県	【地方議会の位置付けの明確化等に関する決議（案）について】 議会の中で意見の集約ができていない等の理由から、賛否の表明は保留する。
大阪府	【地方議会の位置付けの明確化等に関する決議（案）について】 大阪府議会では、令和元年10月25日に「新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する意見書」を全会一致で可決している。そこでは「なり手不足と年金の結びつけには違和感があり、議員を志す新たな人材確保は大事な課題であるものの、これは住民が立候補しやすい環境を整備するなど、別次元で議論すべき課題であること」を明記している。 したがって、標記決議(案)中、下記の部分については反対する。 <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 前文の「地方議会議員については、厚生年金の適用が拡大しつつある中であっても、厚生年金に加入できない、」の部分2 項目3の「厚生年金への地方議会議員の加入や」の部分 【令和3年度政府予算編成に関する提言（案）について】 地方自治委員会の「3 地方分権改革の推進と地方議会の位置付けの明確化等について」のうち、厚生年金への加入にかかる記述がある(8)について、反対する。

(3) 第170回定例総会の開催地

原案のとおり四国ブロックの香川県を第170回定例総会の開催地とすることに決定した。

なお、書面協議では、意見の提出はなかった。